



令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

証拠説明書（2）

令和7年5月8日

名古屋地方裁判所民事第1部合口C係 御中

被告指定代理人

浅海俊介 

伊藤達也 

齋藤大 

佐藤良訓 

外山詳子 

佐藤亘 

谷岡朋貴 

山田慎悟 

加藤政樹 

加藤俊介 

小林茉由 

鈴木祥吾 

高橋 聡 

山岡 雄一 

略語は、準備書面の例による。

号証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立証趣旨
乙 7	国会会議録検索システムホームページの「第百九十六回国会参議院法務委員会会議録第七号」と題するPDFファイル出力物（抜粋） (URL https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=119615206X00720180410&page=10&spkNum=85&current=14) (被告指定代理人)	原本 R7. 3. 19	裁判官の人事評価を行うに当たっては、裁判官の職権行使の独立への配慮が極めて重要であり、個々の裁判官の考え方や思想を評価の対象とすることはないこと（平成30年4月10日参議院法務委員会における堀田最高裁判所長官代理者答弁）
乙 8	国会会議録検索システムホームページの「第百八十七回国会衆議院法務委員会会議録第九号」と題するPDFファイル出力物（抜粋） (URL https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=118705206X00920141107&page=12&spkNum=96&current=6)	原本 R7. 3. 19	裁判官任官後約20年を過ぎた後は、経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して報酬が決定されるところ、任官後約20年を過ぎると、地方裁判所、家庭裁判所若しくは高等裁判所の裁判長、地方裁判所長又は家庭裁判所長などのポストとの関係で、経験年数や力量といっ

	(被告指定代理人)			た各裁判官の個別的な要素が考慮要素として大きくなることのほか、長期間の人事評価の積み重ねにより、おのずと各裁判官の評価が定着してくることからこのような運用がされていること、裁判官の人事評価については、いわゆる対話型の人事評価が実現されていること（いずれも、平成26年11月7日衆議院法務委員会における堀田最高裁判所長官代理者答弁）
乙9	平成16年3月26日付け 最高裁判所事務総長依命通達「裁判官の人事評価に関する規則の運用について」 （令和6年4月26日改正後のもの） （最高裁判所事務総長）	写し	R6. 4. 26	評価権者は、毎年、その年に作成された評価書について1週間の開示の申出の期間を定め、その期間内に、評価対象裁判官から申出があったときは、評価書が開示されること（第2・4及び5枚目）、裁判官は、評価書の記載内容について、評価権者に対して、不服を申し出ることができるところ、その手続の内容（第3・5及び6枚目）